

科目群	基幹科目						
授業科目	実務民事法			単位	14	担当教員	坂田・今井・信濃・渡辺・久保野・米村・吉原・森田
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	前期4回 後期3回		

<目的>

この授業では、L1ないし学部段階において得た民法、商法、民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、それらの法律の裁判実務等における具体的な適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

民事訴訟法分野（6単位相当：前期4単位、後期2単位相当）においては、民事紛争における裁判の役割について研究者教員と実務家教員が講義する。研究者教員による授業、民事裁判の具体的な進み方について、L1ないし学部段階において得た民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、これを具体的な事例を題材にあてはめることにより、裁判実務に対応できる能力と深い理解力を身に付けることを目的とする。具体的には『ロースクール民事訴訟法』（第3版補訂版、有斐閣）を教科書として用いながら、双方向的授業で進めて行く。最高裁判所判事であった実務家教員による授業は、最近の最高裁判所の判例を素材として取り上げ、民事訴訟実務において重要な要件事実（請求原因、抗弁、再抗弁、再々抗弁などの事実主張）を抽出するとともに、具体的な事件に含まれる実体法上・訴訟法上の法律問題を検討し、双方向的な議論を通じて、実践的な知識と能力を養成することを目的とする。

民法分野・商法分野（各分野通年4単位相当、計8単位相当）においては、民商法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、更に理解を深め、実践的応用能力を養うことが目的とされる。具体的には、3.に掲げた題材に関する事例（各題材につき、カッコ内に記した論点を含む事例を用意する）を用い、各題材につき、問題点を洗い出して分析したうえで総合的かつ多角的な検討を行う（ただし、題材によっては事例を用いずに授業がなされることもありうる）。なお、現実には、既存の法準則を前提とした事前のプランニングが、法曹の活動において極めて重要な位置を占めるが、これについては、展開・先端科目群における企業法務演習に委ねられる。

2. 教育方法

裁判等の紛争処理過程において適用されることを念頭に各法を教える以上、設例問題もしくはある程度詳細な事実関係を教材として用意する。各回の授業は基本的に、この教材中の特定の事件をめぐる担当者と受講者との対話によって進行することとなる。したがって、受講者は、予め指定された文献を熟読し、与えられた設例又は事実関係を元に可能な法律構成を考えるという負担を毎回課されることになる。この過程を通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に応用可能な「生きた知識」へと変化させることになる。

3. 予定

1. 民事訴訟法分野

- (1) オリエンテーション
- (2) 民事訴訟の全体を捉える
- (3) 相殺の抗弁と重複訴訟の禁止
- (4) 中間省略登記の請求の可否・請求の趣旨の解釈
 最一判平成22年12月16日裁判所時報1522号1頁
 関連 最三判昭和40年9月21日民集9巻6号1560頁
- (5) 当事者死亡の場合の訴訟の行方

- (6) 当事者を認識する手段、当事者を間違えた場合の処置
- (7) 集団訴訟
- (8) 確認の利益とは
- (9) 担保として動産の所有権を留保した者の不法行為責任
最三判平成21年3月10日民集63巻3号385頁
- (10) 訴訟要件、訴訟判決
- (11) 法律上の争訟と宗教上の問題
- (12) 原告の申し立ての拘束力と不利益変更禁止原則
- (13) 法定地上権成立の要件
最二判平成19年7月6日民集61巻5号1941頁
- (14) 弁論主義：自白とは
- (15) 求釈明とは
- (16) 事実認定論
- (17) 詐害行為取消請求権と時効
最三判平成22年10月19日金融商事判例1355号16頁、裁判所時報1518号1頁
- (18) 争点証拠整理手続と時機に後れた攻撃防御方法の却下
- (19) 文書提出命令
- (20) 証拠調べにおける公務秘密
- (21) 譲渡禁止特約に違反した債権譲渡の無効を主張することの可否
最二判平成21年3月27日民集63巻3号449頁
- (22) 一部請求
- (23) 判決効の客観的範囲
- (24) 判決効の基準時
- (25) 弁護士による訴訟提起等のための債権譲受の私法上の効力
最一判平成21年8月12日民集63巻6号1406頁
- (26) 判決効の主観的範囲
- (27) 定期金賠償と鑑定
- (28) 瑕疵担保責任
最三判平成22年6月1日判タ1326号106頁、判時2083号77頁、裁判所時報1508号2頁
- (29) 複数請求と控訴
- (30) 中間試験（前期試験）
- (31) 補助参加と同時審判申出共同訴訟
- (32) 不当利得として返還すべきものの範囲
最一判平成19年3月8日民集61巻2号479頁
- (33) 独立当事者参加と債権者代位訴訟
- (34) 損益相殺の対象
最一判平成22年6月17日判タ1326号111頁、判時2082号55頁
- (35) 訴訟承継
- (36) 不法原因給付
最三判平成20年6月10日民集62巻2号1488頁
関連 最三判平成20年6月24日判タ1275号79頁
- (37) 医療関係訴訟
- (38) 逸失利益の損害賠償と休業給付等との調整
最二判平成22年10月15日裁判所時報1517号4頁
関連 最一判平成22年9月13日裁判所時報1515号6頁
- (39) 消費者訴訟
- (40) 一部請求と既判力の及ぶ範囲
最一判平成20年7月10日判タ1280号121頁
※関連判例：最二判平成18・9・4民集60巻7号2563頁

- (41) 離婚訴訟
- (42) 反訴請求債権を自動債権とし、本訴請求債権を受動債権とする相殺の抗弁の許否
最二判平成 18 年 4 月 14 日民集 60 卷 4 号 1497 頁
- (43) 限定承認
- (44) 外国国家の民事裁判権免除
最二判平成 21 年 10 月 16 日民集 63 卷 8 号 1799 頁
関連 最二判平成 18 年 7 月 21 日民集 60 卷 6 号 2542 頁
- (45) 総括
- (46) 定期試験（後期試験）

2. 民法分野

[前期]

①契約

- (1) 動産売買 1
- (2) 動産売買 2
- (3) 動産売買 3
- (4) 動産売買 4
- (5) 貸貸借 1
- (6) 貸貸借 2
- (7) 請負
- (8) 委任

②銀行取引・債権回収

- (9) 強制履行、債権者代位権、詐害行為取消権
- (10) 債権の準占有者に対する弁済
- (11) 債権の譲渡
- (12) 相殺

③総合問題

- (13) 総合問題 1
- (14) 総合問題 2

[後期]

③不動産取引

- (1) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 1
- (2) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 2
- (3) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 1
- (4) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 2
- (5) 不動産売買に関する諸問題 1
- (6) 不動産売買に関する諸問題 2
- (7) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 1
- (8) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 2

④不法行為

- (9) 一般的不法行為
- (10) 特殊の不法行為

⑤家族

- (11) 親族
- (12) 相続

⑥総合問題

- (13) 総合問題 1
- (14) 総合問題 2

3. 商法分野

〔前期〕

- (1) 株式会社の機関設計
(株式会社の機関設計と機関相互間の権限分配)
- (2) 株主総会・取締役会の議事運営と決議の瑕疵
(取消・無効・不存在の区別と具体例ほか)
- (3) 取締役と会社との利害の対立
(競業取引、利益相反取引、役員報酬ほか)
- (4) 取締役の対会社責任
(経営判断原則、法令違反行為、監視義務と内部統制ほか)
- (5) 対外的業務執行と取引の相手方の保護
(必要な決議を欠く行為、表見代表取締役、権限濫用ほか)
- (6) 株主による監督是正
(株主代表訴訟、帳簿閲覧権ほか)
- (7) 委員会設置会社
(委員会設置会社と監査役設置会社の違い、委員会設置会社の設計と運営)
- (8) 会社の設立
(発起人の権限、設立中の会社と開業準備行為ほか)
- (9) 会社の倒産と民事責任
(取締役の対第三者責任、法人格の否認、事業譲渡と商号の続用ほか)

〔後期〕

- (1) 株式会社の計算・会社財産の分配
(計算書類の内容、剰余金の配当、自己株式ほか)
- (2) エクイティ・ファイナンス
(新株の有利発行と不公正発行、新株発行の無効と不存在ほか)
- (3) オプション・ファイナンス
(新株予約権の意義と内容、新株予約権の発行、新株予約権の価値ほか)
- (4) デット・ファイナンス
(社債と負債、社債の発行、社債の管理ほか)
- (5) 種類株式
(種類株式の法規整、各種の種類株式)
- (6) 株式の流通
(株式の流通と対会社関係、株式の譲渡制限ほか)
- (7) 組織再編
(合併と事業譲渡、各種組織再編手続、企業買収と企業防衛ほか)
- (8) 持分会社
(会社形態の選択、合名会社・合資会社・合同会社ほか)
- (9) 総則・商行為の重要論点
(商業登記、商号・名板貸、企業活動の補助者ほか)

※各項目につき、内容に応じて1コマ～3コマを割り当てる。

<教科書・教材>

民事訴訟法分野については、研究者教員による授業については、三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法』（第3版補訂2版、有斐閣）を教科書に、山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一著『民事訴訟法（有斐閣アルマ）』、伊藤眞『民事訴訟法』（最新版、有斐閣）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法』上・下（最新版、有斐閣）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』（最新版、弘文堂）、民事訴訟法判例百選（第3版）を参考書として指定する。実務家教員による授業については事前に教材・資料を指定する。

民法及び商法分野については、原則として、各回に事例を中心とする教材をコピーして配布する。

<成績評価の方法>

単位の認定は、民事訴訟法分野、民法分野、商法分野それぞれの成績から、原則として各60点以上を基準として、総合して判定する。成績評価は、授業における議論の内容と、定期的に行われる試験の結果とを総合して評価する。定期試験受験資格の認定は、全14単位を、民事訴訟法分野6単位、民法分野4単位、商法分野4単位に分割し、個別に行う。

なお、民事訴訟法分野の採点基準は、中間テストを含む筆記試験90%、主観的平常点10%で行う。

民法分野は、前期・後期ごとに筆記試験及び平常点により評価を行い、両学期の平均点を最終成績とする。前期・後期ともに、筆記試験の成績を80%、授業時の応答内容や出席率等の平常点を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかを20%として、評価を行う。

商法分野の採点基準は、評価の70%は筆記試験の成績に、20%は期中の小テストないしレポートに基づき、残りの10%は授業時の応答内容や出席率等を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかに基づき行う。

以上の基準の修正や評価方法の詳細については、授業時に担当教員から説明する。

<その他>

連絡等には、TKCの教育支援システムを用いる予定である。

オフィス・アワーについては別途案内する。

科目群	基幹科目				
授業科目	実務刑事法		単位	8	担当教員 岡本・宮田 成瀬・佐藤（隆）
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数	2回

<目的>

受講者が、刑事法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力を高めることを目的とする。

講義では、判例や仮想事例を素材として用い、①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成する、②類似した問題に関する判例を比較したり、事案中の事実を変化させたりすることによって判例理論の内容を明確にし、その射程を検討する、③その判例理論を前提に、自らの主張を的確な表現で、説得的に展開する、④判例の批判的検討によって、あるべき新たなルールを提示する、などの作業を通じて、より実践的な問題解決の訓練を行う。

これらの訓練は、刑事裁判実務との有機的なつながりを意識して行われる。理論が、現実の事件解決に当たって、どのように具体化され、機能するのか、研究者と実務家という複数の視点による議論に触れることによって、理解を深めることも、本講義の重要な目的である。

<授業の方法>

本講義は、受講者が、予めTKC上に示された予習課題について、十分に検討してくることを前提として、教員が受講者を指名して、その応答に基づいて議論する方式を進める（取り扱うテーマにより、グループ討論の形式を採用することもある）。

刑法については、いわゆる体系論上の順序を離れて、解釈論および実務上の重要問題を扱う判例を素材にして、理論的な側面からのみならず、実務的な側面からも立ち入った検討を行う。

刑事訴訟法については、まず、刑事手続の流れに沿って、解釈論および実務上の重要問題を扱う判例をとりあげ、検討を行うことによって、基本的事項に対する理解を確実にした後、さらに応用的・発展的な問題について、刑法と同様、実践的な側面を意識しながら、立ち入った分析・検討を加える。

実体法と手続法にまたがる、いくつかの問題については、双方の問題意識を明らかにしたうえで、両者の調整・融合の視点から、あるべき解決を検討する予定である。

本講義で取り扱う予定のテーマは、以下の通りである（前期・後期の開始時にそれぞれの予定を掲示する）。

刑法

〔前期〕

①罪数論、②因果関係、③不真正不作為犯、④故意・錯誤、⑤過失（管理・監督過失）、⑥未遂・中止未遂、⑦被害者の承諾、⑧正当防衛1、⑨正当防衛2、⑩共同正犯1、⑪共同正犯2、⑫共犯の諸問題

〔後期〕

①個人的法益に対する罪1、②個人的法益に対する罪2、③個人的法益に対する罪3、④個人的法益に対する罪4、⑤個人的法益に対する罪5、⑥社会的法益に対する罪1、⑦社会的法益に対する罪2、⑧社会的法益に対する罪3、⑨国家的法益に対する罪1、⑩国家的法益に対する罪2、⑪刑法総合1、⑫刑法総合2

*予習課題については、1週間程前にTKC上で示す。

*後期については、総論の問題と関連付けながら、講義を行う予定である。

刑事訴訟法

〔前期〕

①強制捜査と任意捜査との区別、②職務質問・所持品検査、③被疑者の身柄拘束をめぐる諸問題、④在宅被疑者の取調べ、⑤令状による捜索・差押え、⑥逮捕に伴う捜索・差押え、⑦体液の強制的採取、⑧検察官の訴追裁量、⑨訴因の特定、⑩訴因変更の要否、⑪訴因変更の可否、⑫違法収集証拠排除法則、

⑫自白法則、⑬伝聞証拠の意義、⑭伝聞例外

〔後期〕

①おとり捜査、②通信傍受、③別件逮捕・勾留と余罪取調べ、④在宅被疑者の取調べと自白の証拠能力、⑤接見交通、⑥訴因変更の許否（訴因変更の時機）、⑦訴因変更命令、⑧伝聞証拠の意義（謀議メモ）、⑨伝聞例外をめぐる諸問題、⑩択一的認定、⑪裁判の効力、⑫上訴

*予習課題については、1週間程前にTKC上で示す。

<教科書>

- ・ 教科書 特に指定しない。
- ・ 判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・ 参考書 西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『判例刑法総論〔第5版〕』（有斐閣）
西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『判例刑法各論〔第5版〕』（有斐閣）
長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）

刑事訴訟法に関しては、上記文献のほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、「対話で学ぶ刑訴法判例」（各月掲載）、および現在連載中の「演習（刑事訴訟法）」も有益である。

<成績評価の方法>

学年末試験（40％）、総合試験・レポート等（50％）、および平常点（10％）によることを予定している。

科目群	基幹科目						
授業科目	実務公法			単位	6	担当教員	中原 茂樹 佐々木 弘通
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数	前期2回 後期1回		
<p><目的></p> <p>この授業の目的は、第1年次に配当される「憲法」・「行政法」で養われた知識を前提としつつ、憲法訴訟および行政関係訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法・行政法上の専門的諸問題について詳細に検討する。それを通じて、法曹実務家として有することの望まれる、憲法訴訟・行政関係訴訟についての知識・思考法・法技術を習得することが課題となる。</p> <p>実務公法では、戦後の最高裁判例および下級審の重要裁判例を検討するケース・スタディが予定されている。</p> <p>このうち、憲法編（実務憲法）では、毎回の授業で次の2点を目標とする。第1に、各回で素材とする憲法判例の、事件及び訴訟としての特徴と、判例の論理を、十分に理解すること。第2に、判例の論理を憲法理論的な観点から批判的に点検し、ありうる類似の事件で、当該判例を前提としつつ説得力のある憲法解釈論を構成できる力を養うこと。</p> <p>また、行政法編（実務行政法）では、行政法の実務と理論の両面から見て重要な問題を網羅的にとりあげ、判例を素材に、事案の多角的・実践的な分析・検討を行うことにより、行政をめぐる代表的な紛争事例が行政法的に見てどのような意味を有するか、また、裁判過程をも含め、その合理的な解決のためにどのような手段と判断基準を用いることが適切かを学ぶ。</p> <p>【憲法編（実務憲法）】</p> <p><授業内容・方法></p> <p>授業方法： 受講者は、予め教科書・教材の指定部分を精読し、かつ、設問に対する自分なりの解答を準備していること（わからない点はどこがどのようにわからないかを明確化していること）が求められる。授業は、受講者がそうした予習を行っていることを前提に、教員が発問し、指名された受講者がそれに答え、その応答に基づいて更に議論を行う、という方式で進める。</p> <p>授業内容： 以下には昨年度のスケジュールを示すが、今年度もこれに準じたものを予定している。具体的なスケジュールの指示は授業で適直行う（初回については掲示等の方法で行うので注意すること）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神的自由（1） 2. 精神的自由（2） 3. 精神的自由（3） 4. 精神的自由（4） 5. 精神的自由（5） 6. 精神的自由（6） 7. 経済的自由（1） 8. 経済的自由（2） 9. 経済的自由（3） 10. 適正手続 11. 社会権（1） 12. 社会権（2）／参政権（1） 13. 参政権（2） 14. 包括的基本権 15. 司法的救済 							

<教科書・教材>

L S 憲法研究会編『プロセス演習憲法・第4版』（信山社、2011年）。教材を適宜配布する。

<参考書>

辻村みよ子『憲法・第3版』（日本評論社、2008年）、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第四版』（岩波書店、2007年）、高橋和之『立憲主義と日本国憲法・第2版』（有斐閣、2010年）、など憲法の基本書をどれか少なくとも1冊、常に参照することが必要である。

解説のついた判例集としては基本的なものとして、高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選 I・II [第5版]』（有斐閣、2007年）、を挙げておく。07年以降の重要判例については、ジュリスト臨時増刊『平成XX年度重要判例解説』（有斐閣）の、平成19年度以降のものを利用できる。

<成績評価の方法>

期末試験9割、平常成績1割、の割合で評価する。

【行政法編（実務行政法）】

<授業内容・方法>

以下の項目について、設例を多用したレジュメを用い、判例を手がかりとしながら、〔行政法理論・通則的法律〕と〔具体的な事案・個別法〕とを架橋する能力を養成することを目指す。

1. 行政法の存在理由・行政法の特徴
2. 行政と法律との関係——法律による行政の原理
3. 行政法の一般原則
4. 行政組織法
5. 行政過程論の骨格
6. 行政処分（事前手続を中心に）（その1）
7. 行政処分（事前手続を中心に）（その2）
8. 行政裁量（その1）
9. 行政裁量（その2）
10. 行政立法
11. 行政指導
12. 行政契約
13. 行政調査
14. 行政上の義務履行確保の手法
15. 行政上の不服申立て
16. 行政訴訟の種類および相互関係
17. 取消訴訟の対象（その1）
18. 取消訴訟の対象（その2）
19. 取消訴訟の対象（その3）
20. 原告適格（その1）
21. 原告適格（その2）
22. 狭義の訴えの利益
23. 取消訴訟以外の抗告訴訟
24. 抗告訴訟以外の行政訴訟
25. 国家賠償法1条（その1）
26. 国家賠償法1条（その2）
27. 国家賠償法2条
28. 損失補償

<教科書・教材>

高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂、2010年）をテキストとして用い、小早川光郎＝宇賀克也＝交告尚史編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2006年）を適宜参照する。また、教材を適宜配布する。

<参考書>

塩野宏『行政法Ⅰ〔第5版〕』・『行政法Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣）
芝池義一『行政法総論講義〔第4版・補訂版〕』・『行政救済法講義〔第3版〕』（有斐閣）
藤田宙靖『行政法Ⅰ（総論）〔第4版・改訂版〕』（青林書院）
宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第3版〕』・『行政法概説Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣）

<成績評価の方法>

前期・後期1回ずつの定期（期末）試験を中心に、授業中の質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の結果が9割、その他が1割を予定している。

【実務公法の総合成績について】

憲法（100点満点）、行政法前期成績（100点満点）、および行政法後期成績（100点満点）を合計した点数（300点満点）を3で除した点数をもって実務公法の総合成績（満点は100点）とし、総合成績が60点以上を合格とする。